

【ギャラリーのご利用について】

三田市総合福祉保健センターギャラリースペースご利用について

当センターのギャラリースペースご利用にあたっては、センター来館者や他貸館利用団体の方へも気持ちよくご利用いただくために、下記の事項を定めています。守っていただけない場合は、期間途中であっても許可を取り消す場合がありますのでご了承ください。

1. 申請は1年前から先着順で受け付けます。
初回申請時は、団体活動がわかる資料提出をお願いします。
2. 団体利用のみで、個人利用はできません。販売行為は申請が必要です。
3. 展示中の破損等、持込備品の紛失等について、センターは責任を負いません。
4. 多目的ホール前部分は、壁面利用のみ（机や物品等の床面設置はできません）
※多目的ホール同時使用の場合（有料）は、机や物品等の床面配置が可能です。
※ギャラリー申請期間であっても、ホール利用団体が展示などを行う場合、ホール利用団体優先ですので、撤去等調整をお願いする場合があります。
5. センターより貸出すパネル・ポール・フック・ワイヤーは必ずご返却ください。
6. 壁には、養生テープのみ可。（ガムテープ・押しピンは使用不可）
それ以外はパネルを使用してください。
7. センター利用者や車いす使用者へ配慮した設置をお願いします。
8. 窓口での問合せ対応のために、展示に関する広報チラシ等を作られている場合はご提供ください。

ギャラリースペース（ロビー配置図）

